定　　款

関東電化工業株式会社

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第 １ 条　当会社は、関東電化工業株式会社と称し、英文では、KANTO DENKA KOGYO CO.,LTD. と表示する。

（目　的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　か性ソーダ、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産品の製造および販売

（２）　フッ素およびフッ素化合物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売

（３）　石油化学製品ならびにこれらに関連する製品の製造および販売

（４）　鉄酸化物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売

（５）　磁性材料および電子材料の製造および販売

（６）　粉末合金およびその成型品の製造および販売

（７）　前各号に関連する装置の設計製作および販売ならびに技術の販売およびコンサルティング

（８）　前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機　関）

第 ４ 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２）　監査役

（３）　監査役会

（４）　会計監査人

（公告方法）

第 ５ 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、2億株とする。
（単元株式数）
第 7 条　当会社の単元株式数は 100 株とする。
（単元未満株式についての権利）
第 8 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（1）　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
（2）　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
（3）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株主名簿管理人）
第 9 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規程）
第 10 条　当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株　　主　　総　　会

（招　集）
第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日）
第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
（招集者および議長）
第 13 条　株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。
2　社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（電子提供措置等）
第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（員　数）

第 17 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任および解任方法）

第 18 条　取締役は、株主総会において選任および解任する。

2　取締役の選任決議および解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第 19 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 20 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって会長、社長各１名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

2　取締役会の議長は会長がこれにあたり、会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会の議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 22 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 23 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 24 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 25 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任免除）

第 26 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（員　数）

第 27 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第 28 条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）

第 29 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役選任決議の効力）

第 30 条　補欠監査役選任に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（常勤の監査役）

第 31 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 32 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第 33 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 34 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（社外監査役の責任免除）

第 35 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計　　算

（事業年度）

第 36 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 37 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 38 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

（配当金の除斥期間）

第 39 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　前項の配当財産が金銭である場合には利息をつけない。

（附則）

１．第３条（本店の所在地）の変更は、2027 年３月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

1. 1938 年 9 月 22 日 制定
1. 1939 年 12 月 26 日 改正
1. 1940 年 8 月 6 日 改正
1. 1941 年 5 月 28 日 改正
1. 1941 年 11 月 28 日 改正
1. 1943 年 7 月 1 日 改正
1. 1943 年 11 月 30 日 改正
1. 1944 年 9 月 4 日 改正
1. 1945 年 5 月 30 日 改正
1. 1945 年 11 月 30 日 改正
1. 1946 年 5 月 30 日 改正
1. 1947 年 11 月 28 日 改正
1. 1949 年 5 月 31 日 改正
1. 1949 年 12 月 15 日 改正
1. 1950 年 5 月 26 日 改正
1. 1951 年 9 月 20 日 改正
1. 1951 年 11 月 28 日 改正
1. 1953 年 5 月 28 日 改正
1. 1955 年 5 月 28 日 改正
1. 1955 年 11 月 28 日 改正
1. 1956 年 11 月 28 日 改正
1. 1957 年 11 月 30 日 改正
1. 1959 年 5 月 30 日 改正
1. 1962 年 5 月 31 日 改正
1. 1967 年 5 月 31 日 改正
1. 1968 年 5 月 31 日 改正
1. 1969 年 5 月 30 日 改正
1. 1970 年 11 月 30 日 改正
1. 1971 年 11 月 29 日 改正
1. 1973 年 11 月 29 日 改正
1. 1975 年 5 月 30 日 改正
1. 1982 年 6 月 29 日 改正
1. 1983 年 6 月 29 日 改正
1. 1986 年 6 月 26 日 改正
1. 1991 年 6 月 26 日 改正
1. 1992 年 6 月 25 日 改正
1. 1994 年 6 月 29 日 改正
1. 1998 年 6 月 26 日 改正
1. 2002 年 6 月 27 日 改正
1. 2003 年 6 月 27 日 改正
1. 2004 年 6 月 29 日 改正
1. 2006 年 6 月 29 日 改正
1. 2009 年 6 月 26 日 改正
1. 2017 年 4 月 1 日 改正
1. 2022 年 6 月 29 日 改正
1. 2023 年 3月 2日 改正
1. 2024 年 6月 27日 改正
1. 2026 年 6月 26日 改正